

## 介護サービスの運営等に関する基準条例について

介護保険の各種サービスの運営等に関する基準については、国の基準省令をもとに、条例で定めることとされています。

このたび、法改正による権限移譲や国の基準省令が改正されたことに伴い、条例の制定等が必要となりました。現行の基準に、今回の制度改正の内容を反映させる条例改正等を行います。

### ① 津山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

【条例内容】「要介護」認定者に対するケアプランの作成等の基準

【主な改正内容】

- ・管理者要件の主任介護支援専門員の経過措置がR9.3.31まで延長。
- ・サービス提供開始時に利用者へ説明すべき事項が追加（運営基準減算対象）
- ・区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ訪問介護の利用割合が高いケアプランの市町村への提出を義務づけ（R3.10.1 施行）

### ② 津山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【条例内容】「要支援」認定者に対するケアプランの作成等の基準

【主な改正内容】

- ・下記の全サービス共通の改正のみ

### ③ 津山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【条例内容】「要介護」認定者に対する地域密着型サービスの提供に関する基準

【主な改正内容】

- ・認知症介護に係る基礎的な研修の義務づけ
- ・認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の配置基準の緩和

### ④ 津山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【条例内容】「要支援」認定者に対する地域密着型サービスの提供に関する基準

【主な改正内容】

- ・認知症介護に係る基礎的な研修の義務づけ

### ⑤ 全サービスに共通する改正

【主な改正内容】

- ・感染症の発生及びまん延に関する取組の徹底（3年間の経過措置期間あり）
- ・感染症や災害時の業務が継続できる体制の構築（3年間の経過措置期間あり）
- ・介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護の推進
- ・ハラスメント対策の強化
- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止の推進（3年間の経過措置期間あり）